

徳島東部都市計画地区計画の決定（徳島市決定）

都市計画八万町大坪地区地区計画を次のように決定する。

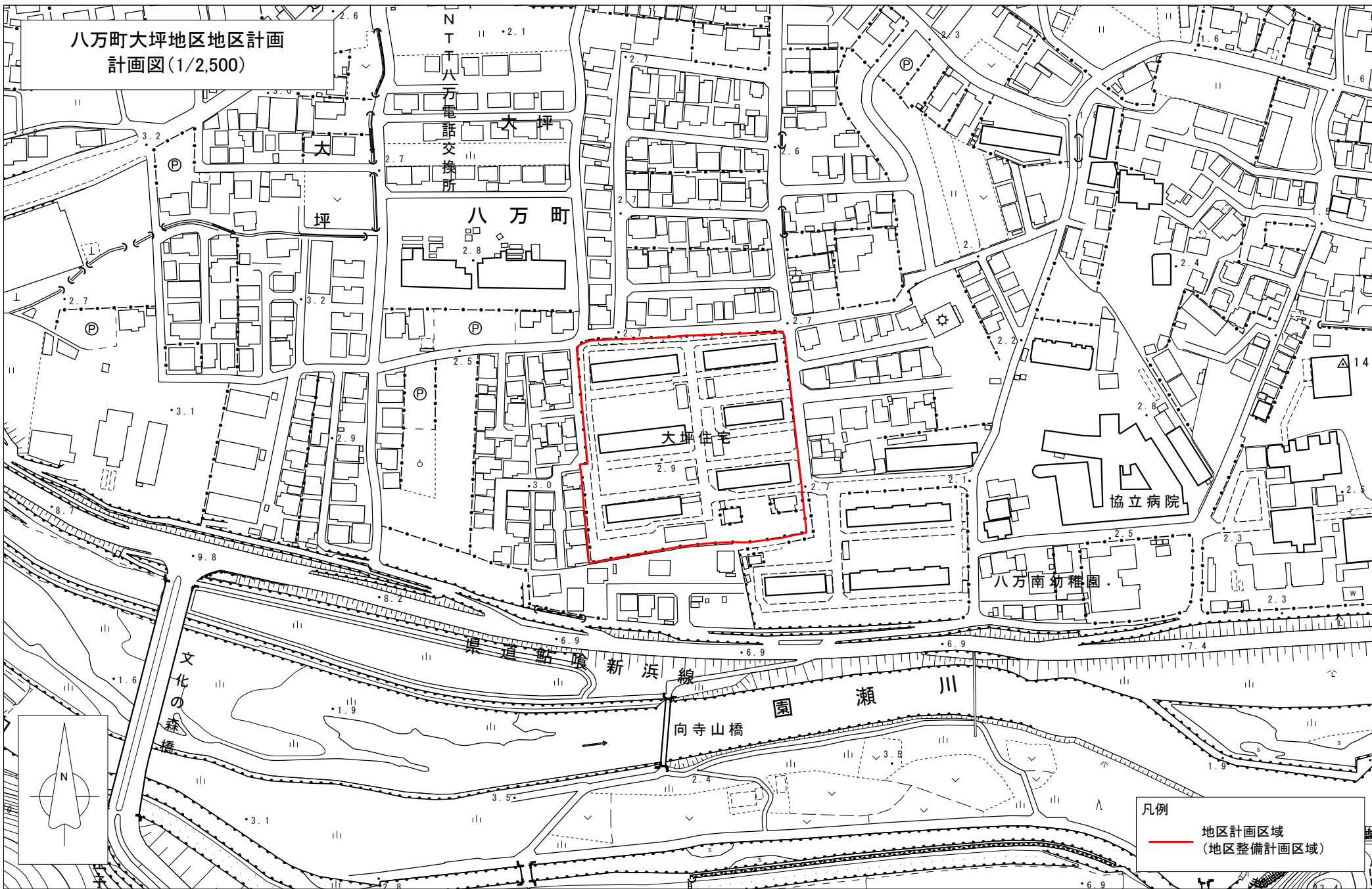
名 称		八万町大坪地区地区計画	
位 置		徳島市八万町大坪の一部	
面 積		約 1. 1 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、J R 徳島駅を中心とした都心部より南へ約 3 km に位置しており、当地区周辺は住宅を主体とし、学校、医療・福祉施設、生活関連施設からなる良好な住宅市街地が形成されている。本計画は、これら現在の良好な住環境の維持・保全を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住環境の維持・保全を図るため、既に形成されている住宅市街地と調和のとれた土地利用とする。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持・保全を図るため、「建築物の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	1 5 m ただし、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5 m までは、当該建築物の高さに算入しない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 建築物は周辺の景観を阻害しないよう形態・色彩・意匠に配慮する。 (2) 屋外広告物は自家用のみとし、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設置する場合は、生垣又は植栽を併設した塀若しくはフェンス等とし、周辺景観に配慮する。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

既存の住宅市街地と調和のとれた良好な住環境の維持・保全を図るため、地区計画を定めるものである。

八万町大坪地区地区計画
計画図(1/2,500)



凡例
— 地区計画区域
—— (地区整備計画区域)

